

令和4年4月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和4年4月20日(金) 午前8時55分～9時35分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1 番	富木田 好正	2 番	山下 恭生
3 番	猪熊 幸雄	4 番	三野 久米吉
5 番	梶野 和幸	7 番	山本 茂
8 番	大原 眞路 (会長職務代理)	9 番	中村 康男 (会長)
10 番	宮本 賢一	11 番	吉田 宏明
12 番	喜田 清己	13 番	吉田 昌治
14 番	川田 一博	15 番	原 武信
16 番	竹内 博文	17 番	三木 洋一
18 番	石井 淑雄		

欠席委員

6 番 木下 得代

傍聴推進委員

3 番	土井 正幸	5 番	山口 豊
7 番	濱崎 郷廣		

農業委員会事務局出席者

事務局長	藤本 直哉
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	佐藤 由佳
事務局書記	山崎 貴士

議事

第 1 号議案	農地法第 3 条許可申請	7 件	田 畑	9,643	m ² m ²
第 2 号議案	農地法第 4 条許可申請	件	田 畑		m ² m ²
第 3 号議案	農地法第 5 条許可申請	5 件	田 畑	4,687	m ² m ²
第 4 号議案	非農地証明願	件	田 畑		m ² m ²
第 5 号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第 6 号議案	農用地利用集積計画書	19 件	田 畑	30,832 12,852	m ² m ²
第 7 号議案	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請	2 件	田 畑	1,554	m ² m ²
第 8 号議案	農業経営改善計画認定申請				
第 9 号議案	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて				
報告第 1 号	合意解約	1 件	田 畑	1,044	m ² m ²

令和4年4月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻より5分ほど早いですが、只今より4月の定例会を開催いたします。

審議に入ります前に、4月1日付けの人事異動によりまして、濱崎前局長は港湾課へ異動、黒木前次長は生涯学習課中央公民館へ異動しております。そして、事務局長としてわたくし藤本、書記として山崎になっております。

よろしくお願いいたします。

(挨拶：濱崎前局長、藤本局長、山崎書記)

(濱崎前局長は挨拶後に退室)

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第9号議案まで 合計 35件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中、17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、6番 木下 委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 4番 三野 委員さんと5番 梶野 委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、16番 竹内 委員さん、17番 三木 委員さん、18番 石井 委員さんと私で、4月19日(火)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」7件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」7件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 1,007 m² 外1筆 計 1,995 m² 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

2番、・・・、面積 877 m² 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

3番、・・・、面積 125 m² 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、自家消費を目的としています。

住所地からの通作距離は約20km、車で30分程の距離で、申請地周辺にも所有している農地があり、週3回ほど通っておられるということです。

4番、・・・、面積 1,693㎡ 外1筆 計2,876㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は米・麦で、販売と自家消費を目的としています。

5番、・・・、面積 1,345㎡ 外1筆 計 1,356㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

6番、・・・、面積 1,370㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。譲受人は申請地の北側農地を所有していますが、農地への進入路が狭いため、申請地を合わせて耕作することで北側自作地での耕作の利便性を高めるものです。作付予定作物は水稻で、販売を目的としています。

7番、・・・、面積 747㎡ 外1筆 計 1,044㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物はブロッコリーで、販売を目的としています。

本日の案件7件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」7件のうち、6番・7番については山下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、6番・7番について審議を行いますので、山下委員さんには退室をお願いいたします。

(山下委員 退室)

6番・7番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

(山下委員 入室)

会長職務代理

次に、1番から5番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員	1 番と 2 番の譲受人は親子関係でしょうか。親子関係ならば 1 番と 2 番の受人反別は同じになるのではないのでしょうか。
事務局書記	1 番と 2 番の譲受人は親子関係になります。しかし、世帯が異なるために別々で記載しております。
各委員	(委員による審議) 【異議なし】の声あり
会長職務代理	他にご異議もないようですので、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」7 件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。 続いて、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」5 件を議題に供します。 なお、第 3 号議案の 5 番については現地調査を実施しておりますので、16 番 竹内委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。
竹内委員	それでは、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」5 番の現地調査報告をさせていただきます。 5 番、・・・、面積 362 ㎡【議案読み上げ】 無断転用の有無 なし 転用目的 住宅 申請理由 譲受人は、今後の親の介護のことを考え同居も可能な住宅建築を計画しました。学校からの距離や生活の利便性を考慮して検討したところ、譲渡人と話がまとまったため転用申請に至りました。 農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。 周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。 以上です。
会長職務代理	ありがとうございました。 ただいま竹内委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。
事務局長補佐	それでは、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」についてご説明いたします。 5 番につきましては、先ほどの竹内委員さんのご説明どおりです。 1 番、・・・、面積 161 ㎡ 外 2 筆 合計 1,116 ㎡【議案読み上げ】 無断転用の有無 有り 転用目的 宅地分譲 申請理由 譲受人は、不動産業を行っております。坂出市において、住宅用地を希望する問い合わせを受けているものの、手持ちの物件がなく紹介可能な土地を探していました。申請地は、市道に接して周辺が宅地化されており、駅にも近くて生活の利

便性に優れた土地であるため、需要が高いと判断し宅地分譲を計画したところ、土地所有者と合意したため転用申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

2番3番は、譲受人が同一で、転用目的も同じのため、まとめて説明します。

2番、・・・、面積 1,309 m² 外1筆 合計 2,499 m²【議案読み上げ】

3番、・・・、面積 107 m² 外1筆 合計 482 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地分譲

申請理由 譲受人は不動産業を営んでおり、新たに宅地分譲用地の確保を検討していたところ、申請地周辺での問い合わせを多く受けており、生活の利便性から今後も需要が見込めると判断し、本申請の計画に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第1種低層住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 2番については、開発許可の協議も進めているところである。

4番、・・・、面積 228 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 貸駐車場

申請理由 譲受人は、申請地の隣りで宅地分譲をしておりますが、貸し駐車場が欲しいとの問い合わせを受けておりましたので駐車場を検討したところ、自社の分譲地隣りの所有者と話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」5件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理	特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」5件につきまして原案どおり承認し、うち4件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、2番の案件につきましては、転用面積が2,000㎡以上ということで、4月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。 続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」19件を議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局書記	それでは第6号議案 農用地利用集積計画書19件についてご説明します。 今月は新規に農地の貸借をする案件が13件、更新が4件、再設定が2件で、そのうち農地機構を通じた貸借が15件となっております。 なお、17番につきましては、一般法人による貸借となっております。一般法人による農地の貸借は、①貸借契約に解除条件が付されていること、②地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと、③業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事することの3つの要件を満たせば全国どこでも可能となり、本件につきましても要件を満たしていることを確認しております。また、利用権設定におきましても下限面積要件があり、本件に関しましては、下限面積要件を満たしていませんが、農地法第3条第2項ただし書及び同施行令第2条第3項第1号、「権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められること」に該当し、ハウスを建てメロンの水耕栽培を行う計画のため例外的に許可できるものです。 以上、農用地利用集積計画書19件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いいたします。 以上です。
会長職務代理	ありがとうございました。 ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」19件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。
各委員	(委員による審議) 【異議なし】の声あり
会長職務代理	特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」19件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。 続いて、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」2件を議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局長補佐	それでは、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。 借り人が、同一なので1番2番をまとめて説明します。 1番、・・・、面積 628㎡ 外1筆 計886㎡【議案読み上げ】

2 番、・・・、面積 668 m²【議案読み上げ】

転用目的 一時転用で事務所、便所、車両置場 用地

申請理由 申請者は、病院建設のため一時転用の許可を受けておりますが、資材調達に遅れが生じており工事完了時期も変更となるため、一時転用期間を令和 4 年 9 月 30 日まで延長するものです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 7 号議案「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 7 号議案「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請」につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続きまして今月は農政部門の議案が 2 件出ております。

第 8 号議案、「農業経営改善計画認定申請」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

農業経営改善計画の認定申請は、今回 1 件提出されており、更新の申請でございます。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月の坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において書面承認を受けており、農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

申請の概要を 10 ページにまとめており、11 ページから 13 ページまでが申請書の写しとなっております。

(議案に基づき説明)

・・・以上で説明を終わります。

会長職務代理

事務局の説明が終わりました。第 8 号議案「農業経営改善計画認定申請」についてなにかご意見・ご質問はございませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 8 号議案「農業経営改善計画認定申請」1 件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思います。

続いて、第 9 号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐	第9号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」は、「農業経営基盤強化促進法」「香川県農業経営基盤強化促進基本方針」の変更があり、坂出市が策定している基本構想を見直すために、農業委員会の意見を求められたものです。 この案件につきましては、農林水産課の渡邊主事に出席を頂いておりますので説明して頂きます。 よろしくお願いします。
農林水産課	みなさんおはようございます。農業委員の皆様には日頃より農業行政にご尽力を賜っておりますこと、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。 それでは、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」、ご説明致します。 (議案に基づき説明) ・・・以上で説明を終わります。
会長職務代理	事務局の説明が終わりました。第9号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」なにかご意見・ご質問はございませんか。
各委員	(委員による審議) 【異議なし】の声あり
会長職務代理	特にご異議もないようですので、第9号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思います。 以上で、本日の農地法等許可申請の議案の審議を終了します。 続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」1件についてです。 事務局の説明を求めます。
事務局書記	それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」1件についてご説明いたします。 1番、・・・、面積 747㎡ 外1筆 計1,044㎡【議案読み上げ】 本件は第1号議案7番と関連しています 備考 利用権 使用貸借権の解消 以上、農地法第18条 合意解約の届け出説明です。
会長職務代理	ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」1件について、なにかご質問はありませんか。
各委員	(委員による確認) 【なし】の声あり
会長職務代理	特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」1件を

受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長補佐

(事務局からの連絡事項等)

会長職務代理

それでは、これもちまして 4 月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9 時 3 5 分終了